



この号では以下について解説を行っています

1. ホーチミン税務局発行 Official Letter No. 8733 /CT-TTHT (2016年9月8日) : 広告補助費用に係るインボイス発行
2. ホーチミン税務局発行 Official Letter No. 9240 /CT-TTHT (2016年9月26日) : 設計費用の損金算入制限
3. ホーチミン税務局発行 Official Letter No. 9352/ CT-TTHT (2016年9月28日) : 同月中の同一サプライヤによる請求書の訂正
4. 政令 No. 139/2016/ND-CP (2016年10月4日) : 2017年1月1日以降の事業登録料
5. 税務総局発行 Official Letter No. 4679/TCT-KTNB (2016年10月10日) : 違法請求書取引の兆候がある企業のレビュー
6. 財務省通達 No. 147/2016 / TT-BTC (2016年10月13日) : 減価償却規定(2013年4月25日付通達 No. 45/201/TT-BTC)の見直し
7. 税関総局の Official Letter No. 8695/TCHQ-PC (2016年9月12日) : 申告の誤りが初回違反と見なされる条件
8. ハノイ税務局の Official Letter No. 67596/CT-TTHT (2016年10月31日) : 個人のコンサルタントへの日給における源泉徴収
9. 財務省の Official Letter No. 15888/BTC-CST (2016年11月14日) : 商標使用料における外国契約者税
10. 税関総局の Official Letter No. 10716/TCHQ-TXNK (2016年11月14日付) : 免税輸入した機械のリースに係る無申告の罰則
11. 政令 153/2016/ND-CP (2016年11月14日付) : 2017年1月1日からの最低賃金水準
12. 政令 No. 174/2016/ND-CP (2016年12月30日付) : 2017年1月1日以降の会計法施行基準

1. 広告補助費用に係るインボイス発行

ホーチミン税務局の Official Letter No. 8733/CT-TTHT (2016年9月8日) によると :

- 販売店や小売店へのサポート費用支払について、会員カード等に係る補助費用、返金不能の商品に係る補助費用など、それらの費用が契約書に基づいて支払われている場合、納税者は当サポート費用に係る契約書または支払伝票をもって損金算入を行うことができます。
- 但し、販売店や小売店への広告宣伝に係るサポート費用支払に関しては条件があります。サポートを受領する販売店や小売店は現行規定に従って公式インボイスを発行しなければならず、納税者は支払伝票を使用して損金算入を行うことはできません。

2. 設計費用の損金算入制限

ホーチミン税務局の Official Letter No. 9240/CT-TTHT (2016年9月26日) によると、プロジェクトに係るコンサルティングコストや設計コストを損金算入することができるものとしています。ただし、プロジェクトが初期設計が原因で変更された場合の初期設計に係るコストは最終のビジネス成果物と無関係とみなされ、損金算入対象外となります。

3. 同月中の同一サプライヤによる請求書の訂正

ホーチミン税務局が発行した Official Letter No. 9352/CT-TTHT (2016年9月28日) によると、同じ月の同じ仕入先からの請求書であれば、複数の請求書における誤りの訂正に際し、一通の訂正書類によってそれらすべての請求書の訂正を行うことができるものとされています。

4. 2017年1月1日以降の事業登録料

政府は、2017年から適用される事業登録料(従前の事業登録税)に関する政令 No. 139/2016/ND-CP (2016年10月4日)を発行しました。新しい事業登録料は従前の制度と比較して負担が大幅に増加する訳ではありませんが、単に事業形態によって分類されるのではなく、定款資本金及び投下資本によって分類されています。具体的には :

- **事業を行う法人** : 定款資本金および投下資本が 100 億 VND を超える場合は年間 300 万 VND、定款資本金および投下資本が 100 億 VND 未満の場合は年間 200 万 VND。
- **支店、駐在員事務所、その他の事業拠点** : 資本金に関係なく、年間 100 万 VND。



5. 違法請求書取引の兆候が見られる企業のレビュー

税務総局は、違法請求書による取引を防止し監督及び検査を強化するため、Official Letter No. 4679/TCT-KTNB (2016年10月10日)に基づき全国の税務署に対し、違法請求書の印刷、発行及び取引等の兆候のある企業等をレビューし、リストを作成するように要請しました。

上記の Official Letter No. 4679/TCT-KTNB にはそのような兆候の例として、多数の事業活動を登録した新規の企業、十分な工場・倉庫または労働力を持たない企業の著しい取引高または収入の増加、膨大な請求書の使用などが挙げられています。

税務当局は他の関連当局（人民評議会、人民委員会、警察など）に対し、これらの兆候が見られる企業の運営、税務申告、請求書の使用状況および資金取引の状況などについて連携して監督、検査することを要請しています。

弊社では、納税者に対して、現状をレビューし所轄当局の検査に起因するリスクを最小限に抑えるための是正措置を講じることを推奨しています。

6. 減価償却規定の見直し

財務省は、2016年10月13日付で、固定資産の管理、使用、および減価償却に係る改定のため、通達 No. 45/2013/TT-BTC (2013年4月25日) の条項を修正し補足する通達 No. 147/2016/TT-BTC を発行しました。

以下がこの改訂における主な内容です

- 事業用の家屋または建物に販売用または賃貸用の建物部分が含まれている場合、企業は販売用または賃貸用の部分を分離特定しなければならず、これらは固定資産として計上されないため、減価償却することは認められません。
- 販売用または賃貸用の建物部分が分離把握されていない場合には、当該資産全て（事業用の資産として使用されるものを含む）について固定資産として認識されず、減価償却することは認められません。
- 経済組織に割り当てられた国家予算を使用して建設された工業地域の湖沼、ダム、運河、内道、植樹林、照明、排水路、水処理施設などの社会基盤設備資産については、新たに第6分類とされ、これらの資産は減価償却されません。

- BCC（事業協力契約）、BOT（建設-運営-譲渡）形態のプロジェクトの場合、プロジェクトにより建設された固定資産は、年間収益及びプロジェクト投資の回収期間に応じて減価償却されます。

通達は2016年11月28日から発効し、2016年の会計年度より適用されます。納税者は、通達に記載された変更を遵守するため、2016年度中の固定資産の減価償却費を見直し、適切な調整を行うことが推奨されます。

7. 申告の誤りが初回違反と見なされる条件

税関総局は2016年9月12日付で Official Letter No. 8695/TCHQ-PC を発行し、誤った税コードや税率による申告は、通達 No. 190/2013/TT-BTC 第4条第7項に定める以下の条件を満たしている場合、初回違反として扱われることを確認しています。

- 個人または企業が当該製品を輸出または輸入していない
- 税関が当該製品の税コードや税率を開示していない（または誤って開示していた）

8. 個人のコンサルタントへの日給における源泉徴収

ハノイ税務局は、2016年10月31日付 Official Letter No. 67596/CT-THT を発行し、労働法の規定、法人税法の規定に基づく個人のコンサルタントへの日給支払は、源泉所得税が免除されることを確認しています。

9. 商標使用料における外国契約者税

財務省の Official Letter No. 15888/BTC-CST (2016年11月14日) によると：

- 商標使用权の移転は、知的財産の移転ではないため、付加価値税 (VAT) の免除はありません。したがって、商標使用に対する対価が外国事業者を支払われる場合、当外国事業者には法人所得税 (CIT) 10% と付加価値税 (VAT) 5% が外国契約者税 (FCT) として課税されます。
- この Official Letter の発行前に行われている取引については、納税者は申告及び支払の必要があります。しかし、これらの遡及申告において罰則が免除されるかどうかは不明です。

VAT 課税と VAT 控除の双方がある納税者の場合、商標使用料の支払に係る VAT 負担を含むように申告書を修正することが必要となるため、税金が追加されることとなります。

10. 免税輸入した機械のリースに係る無申告の罰則

税関総局の Official Letter No. 10716/TCHQ-TXNK (2016 年 11 月 14 日付) によると、納税者が免税輸入した機械について、税関当局に申告せずに貸し出しやリースを行った場合、貸し出しやリースは輸入機械の使用目的の変更とみなされ、政令 127/2013 第 13 条 1 項に基づく脱税の罰則に該当することとなります。

11. 2017 年 1 月 1 日からの最低賃金水準

2017 年 1 月 1 日から地域別に適用される最低賃金は、2016 年 11 月 14 日付政令 No. 153/2016/ND-CP に従い、以下のとおりとなります。

地域	2017 年からの最低賃金	2016 年のレートからの増加分
エリア 1	3,750,000 ドン/月	250,000 ドン/月
エリア 2	3,320,000 ドン/月	220,000 ドン/月
エリア 3	2,900,000 ドン/月	200,000 ドン/月
エリア 4	2,580,000 ドン/月	180,000 ドン/月

上記の増加は、単純作業に従事する従業員に対するものであることに注意してください。教育および職業訓練を修了した者には上記の最低賃金料金に対して少なくとも 7% が追加され、重労働、毒物または危険物取扱業務に従事している従業員にはさらに 5% が追加されます。

最低賃金の上昇の結果、雇用主の社会保険料負担が増加する可能性があります。したがって、雇用主は保険当局による追加賦課を最小限に抑えるため、社会保険料負担調整の面からも、2017 年 2 月 20 日までに給付水準を見直す必要があります。

12. 2017 年 1 月 1 日以降の会計法施行基準

2016 年 12 月 30 日に政府から公布された政令 No. 174/2016/ND-CP は、会計法に関し主に以下のような施行基準を提供しています。

- 企業は、15 桁を超える数値に対して 10 億 VND の単位を使用することができます。
- 外国語の会計書類をすべてベトナム語に翻訳する義務はありません。代わりに、主要な内容をベトナム語に翻訳し、それを元の文書に添付するだけで十分です。特に、契約書、支払書類の添付ファイル、投資書類、決済報告書は、管轄当局から特別に要求されない限り、翻訳する必要はありません。
- 電子媒体に保存された会計書類は、印刷する必要はありません。しかし、検査目的で当局から要請があった場合は、書類を紙にプリントアウトして、適切な署名と封印が必要となります。

- ベトナムに駐在する外国企業の駐在員事務所についても、国税負担額の調査、記録、決定のために会計帳簿を開示する企業会計制度を採用することができます。
- ベトナムに恒久的施設を有する外国事業者は、企業会計制度のすべてまたは一部を採用することができ、それを地方税務当局に通知することができます。
- 外国企業は、海外の集中会計サービス（シェアードサービスセンター）をグループの方針として利用することが認められています。当集中会計サービスがグループ内で提供されている限り、集中会計サービスは会計法に規定される越境会計サービスとして扱われません。それ以外の場合は当局への登録が必要となります。

政令 No. 174/2016 は、2004 年 5 月 31 日付政令 No. 128/2004/ND-CP および政令 No. 129/2004/ND-CP に取って代わり、2017 年 1 月 1 日から発効します。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※本ニュースレターは原文(ベトナム語)からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。



UHY ACA Auditing & Consulting Co., Ltd

Thanh Nguyen – Partner

Email: thanhnt@uhyaca.vn

Tran Thi Bo - Director

Email: bott@uhyaca.vn

Kaz Muraishi - Director

Email: muraishik@uhyaca.vn

Hanoi Head Office

9th Floor, HL Building, 82 Duy Tan, Cau Giay District, Hanoi

Tel: +84 4 3755 7446 /Fax: +84 4 3755 7448

Website : www.uhyaca.vn

Ho Chi Minh Office

46 Truong Quyen, District 3, HCM City

Tel: +84 8 3820 4899 /Fax: +84 8 3820 4909

* Hai Phong 市と Vinh 市にもオフィスがあります